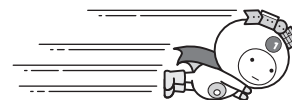


第20期 定時株主総会 招集ご通知

bluememe
MODEL & DESIGN YOUR BUSINESS



開催日時 2026年6月26日(金曜日)
午前10時

開催場所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE(神田スクエア)3F
SQUARE(スクエア)ルーム

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後6時30分まで

目次

- 02 定時株主総会招集ご通知
- 08 株主総会参考書類

決議事項

- 第1号議案：吸収分割契約承認の件
- 第2号議案：定款一部変更の件(持株会社体制への移行に伴う変更)
- 第3号議案：定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行に伴う変更)
- 第4号議案：監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第5号議案：監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案：監査等委員でない取締役の報酬額改定の件
- 第8号議案：監査等委員である取締役の報酬額改定の件

株主の皆様へ

AIにより、私たちのビジネスは今、大きく変わろうとしています。生成AIから自律型AIエージェントへと技術の主役が移り変わり、業務システムそのものの定義が根本から塗り替えられつつあります。これまで「人が操作するためのツール」であった業務システムは、「AIエージェントが自律的に業務を遂行する基盤」へと姿を変え、企業組織もまた、人とAIが役割を分担し協働する新たな構造へと再編されようとしています。

このような変革期において、組織のあり方を再定義し、迅速かつ確かな意思決定を下すことは、経営者が直面する最も重要な課題の一つです。ソフトウェア開発の現場でもAIによるコード生成が標準化し、AIと業務システム、外部サービスとを安全に接続する標準技術も急速に普及しています。一方で、AI活用を前提とした業務設計や組織体制への移行が追い付かず、技術と現場の乖離やガバナンス上の脆弱性を抱えるリスクも増大しています。AIの能力を最大限に引き出す業務プロセスと組織の再設計こそが、今後の企業競争力そのものを左右する重要な鍵となっています。

当社が推進してきたローコードによる業務システム開発は、AIによるコード自動生成・自律運用と融合し、新たな段階へと進化しています。慢性的なIT人材不足、内製化へのシフト、AIエージェント活用の本格化を背景に、「人が作り、人が使うシステム」から「人とAIがともに作り、AIが運用し、人が監督するシステム」への移行が着実に進んでいます。求められる業務システムの姿も、大規模な単一型から、特定領域ごとにAIエージェントが自律的に動作し相互に連携する分散統合型へと変化し、開発プロセスもエージェント駆動型のアジャイル開発が加速していくものと考えられます。

当社では、企業活動の軸となる「業務プロセスと組織」にフォーカスした独自の開発方法論をAI時代に対応する形へ刷新し、AIエージェントを組み込んだ次世代の業務システム構築と、人とAIが協働する新しい組織への再設計を一体で推進してまいります。DX事業の拡大を通じ、AI時代における日本企業の競争力向上に貢献する所存です。

今後一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年6月



代表取締役会長兼社長

松岡 真功

証券コード：4069
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町3-20
株式会社BlueMeme
代表取締役会長兼社長 松岡真功

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第20期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ここにご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

①当社ウェブサイト

<https://www.bluememe.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

②東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。)

※報告事項の取扱いについては、4頁の「第20期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

なお本定時株主総会は、書面又はインターネットにより事前の議決権を行使していただくことが可能です。事前の議決権行使については、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月25日(木曜日)午後6時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使方法については、招集ご通知6～7頁「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。また、本定時株主総会につきまして、インターネットによるライブ中継を行う予定です。詳細は、別紙をご参照ください。

敬具



記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE(神田スクエア) 3F 「SQUARE(スクエア)ルーム」
3 会 議 の 目 的 事 項	<p>決議事項 第1号議案 吸収分割契約承認の件 第2号議案 定款一部変更の件（持株会社体制への移行に伴う変更） 第3号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更） 第4号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第7号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件</p>

以 上

第20期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2026年6月26日開催の第20期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、あわせて「本報告事項」）といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、過年度の一部の取引に係る会計処理について、過年度の決算を訂正する必要が生じる見込みであることが判明したため、対象期間に係る財務諸表について監査人による監査手続（以下「再監査」といいます。）を継続するとともに、外部有識者を交えた調査を実施しております。当該再監査に相応の時間を要する見込みであることから、第20期に係る計算書類等の確定及び監査人による監査の完了に至っておらず、本報告事項のご報告を行うことができない状況となりました。

つきましては、別途本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会において本報告事項をご報告申し上げるとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下、「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきました後に、本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催いたしたいと存じます。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

<ご留意事項>

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■本総会ご出席の株主の皆様へのお土産の配布等がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

■当社は、法令および定款の規定に基づく電子提供措置を講じておりますが、第20期に係る連結計算書類および計算書類につきましては、現在、過年度の一部の取引に係る会計処理の見直しに伴い再監査手続を継続中であり、確定しておりません。そのため、連結注記表および個別注記表を含む計算関係書類の電子提供および本書面への記載は行っておりません。これらにつきましては、本継続会開催時に改めてご提供いたします。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

■会場内においてはご用意できる座席数が限られております。座席数を上回るご来場がある場合、入場制限を行わざるを得ない場合も想定されますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

■本総会の開催に先立ちまして、株主さまからのご質問を受け付けています。本総会の1週間前までにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bluememe.jp/ir/inquiry/>) の問い合わせフォームからお寄せください。事前にお寄せいただいたご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、本総会当日に回答させていただく予定です。事前にお寄せいただいたご質問は、当日ご回答できなかった質問も含め、後日、回答とともに当社ウェブサイトで開催いたします（公開が適当ではないと当社が判断した質問を除きます。）。本総会当日に多くの株主さまがご質問を希望された場合、議長の指名を受けることができず、ご発言いただけない可能性があります。ぜひ事前質問のご活用をお願いいたします。

■介助者又は通訳者（手話通訳を含みます。）を1名同伴して入場することができますので、同伴をご希望の場合は、当日、受付にてお申し出願います。

<ご案内>

■本総会終了後、引き続き本総会会場におきまして、株主の皆様にご理解を深めていただくため、1時間程度の「株主様向け事業説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には本総会とあわせてご参加を賜りますようお願い申し上げます。

■本総会はライブ配信を実施いたしますが、本総会終了後に開催する株主様向け事業説明会につきましては、現地開催のみとさせていただきます。ライブ配信の実施は予定しておりません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には以下の方法がございます。



インターネットによる
議決権行使の場合



次頁をご参照ください

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時30分入力完了分まで



議決権行使書を
郵送する場合



各議案の賛否を
表示のうえ投函
(お早めにご投函ください。)

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時30分到着分まで



株主総会へ
出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

■議決権行使のお取り扱い

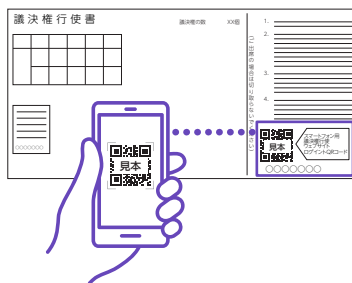
- (1)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- (2)インターネットによって複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



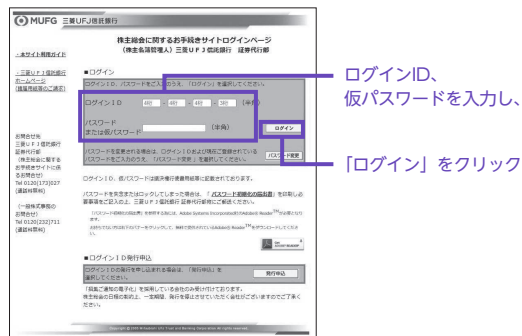
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

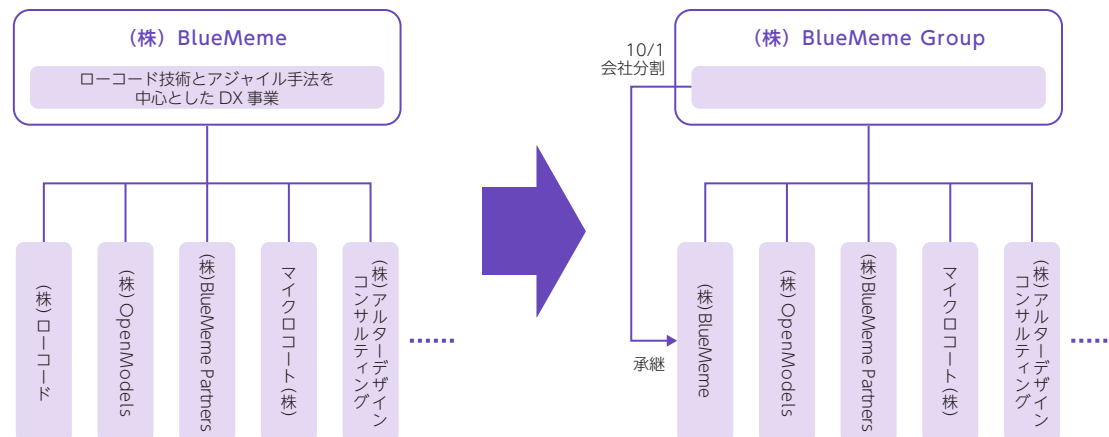
株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案～第8号議案に関する参考事項

本総会に付議いたします第1号議案～第8号議案は、持株会社体制への移行（2026年10月1日予定）および監査等委員会設置会社への移行に関する議案です。これらをご提案するにあたり、以下のとおりご説明申し上げます。

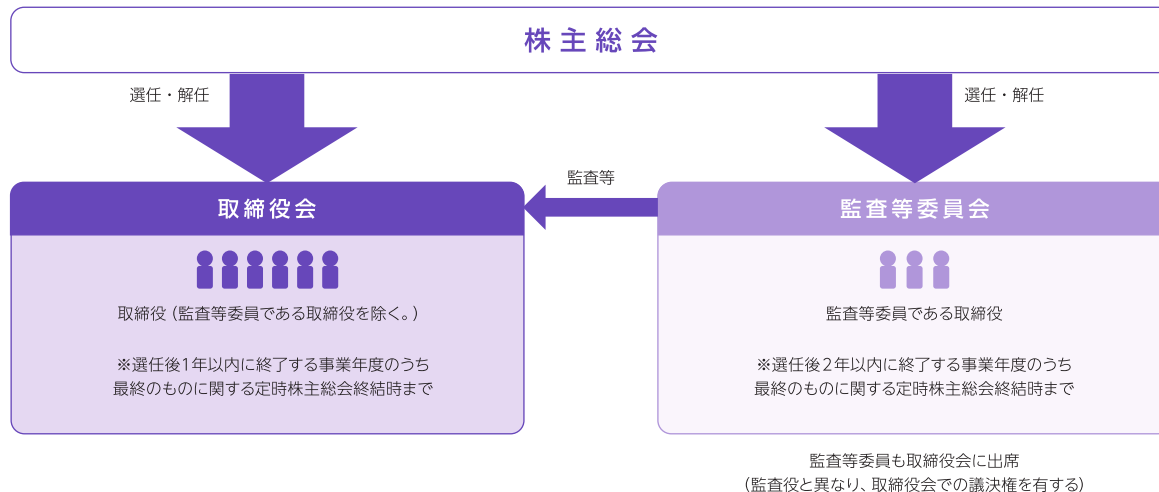
(1) 持株会社体制への移行（第1号議案・第2号議案）



(5/28設立)

※株式会社BlueMemeは株式会社BlueMeme Groupへ、株式会社ローコードは株式会社BlueMemeへ2026年10月1日に商号変更を予定しております。

(2) 監査等委員会設置会社への移行（第3号議案～第8号議案）



		該当議案
機関設計	取締役会、監査等委員会、会計監査人	第3号議案
選任	監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任	
任期	取締役（監査等委員である取締役を除く。）：選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで 監査等委員である取締役：選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで	
役員数	取締役合計9名（うち社外取締役6名）	
	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役3名）	第4号議案
	監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）	第5号議案
役員報酬限度額	取締役（監査等委員である取締役を除く。）：年額1,000百万円以内（社外取締役分：年額200百万円以内）	第7号議案
	監査等委員である取締役：年額200百万円以内	第8号議案

第1号議案

吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により、持株会社体制へ移行するため、2026年5月29日開催の取締役会において吸収分割契約を締結する決議をいたしました。本議案は、当社を吸収分割会社、当社の完全子会社である株式会社ローコード（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社のローコード技術とアジャイル手法を中心としたDX事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約において承継対象権利義務から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力発生日は2026年10月1日を予定しており、同日付で当社は持株会社「株式会社BlueMeme Group」に、承継会社は「株式会社BlueMeme」にそれぞれ商号を変更する予定です。

なお、当社は持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

1. 吸収分割を行う理由

当社は、企業価値の持続的な向上と更なる成長の実現を目指し、持株会社体制へ移行することといたします。本体制移行を通じて、機動的なグループ経営体制を確立し、M&Aや資本業務提携等を通じた事業領域の拡大及び新規事業の創出を積極的に推進してまいります。持株会社が各事業会社を統括する体制とすることで、買収・統合後の組織再編や経営資源の最適配分を柔軟かつ円滑に行うことが可能となり、各事業の収益性及び資本効率の向上を図ってまいります。

こうした成長戦略を着実に実行するため、当社グループにおける経営管理・監督機能と事業執行機能を明確に分離し、グループ全体の統治の統一性と、各事業におけるコンプライアンス体制の更なる充実の両立を図ってまいります。これにより、グループ内の状況を迅速かつ確に把握した上で、透明性の高い合理的な意思決定が行える内部統制体制の構築を進めてまいります。また、各事業における業績管理及び報告体制を一層明確にすることにより、グループ全体の情報把握精度を高め、経営の透明性及び規律の向上を徹底してまいります。

なお、これらの施策の推進にあたっては、適切な財務規律の維持と資本効率を意識した経営資源の配分に努め、規模の拡大のみならず収益性の向上を伴う成長を追求することで、株主の皆様の利益の最大化を図ってまいります。

あわせて、経営環境の変化や将来の不確実性に対応可能な、安定的かつ強固な経営管理体制の再整備に努めてまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社BlueMeme（以下「甲」という。）及び株式会社ローコード（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲がローコード技術とアジャイル手法を中心としたDX事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社BlueMeme

住所：東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ローコード

住所：東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し株式その他の財産を交付しない。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割に際して、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本効力発生日は、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれに必要とされる本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会決議を得るものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約を締結した後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約の承認及びその他本件分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第10条の規定に従い本契約が解除された場合

第10条（本契約の条件変更及び解除）

1. 本契約締結から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、本契約締結から本効力発生日までの間に、自己の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合又はかかる変動が生じる具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（その他）

本契約に規定のない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月29日

甲： 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
株式会社BlueMeme
代表取締役 松岡 真功 ㊟

乙： 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
株式会社ローコード
代表取締役 松岡 真功 ㊟

(別紙)

承継権利義務明細表

乙は甲から、以下のとおり、本事業に属する資産、負債その他の権利義務を承継する。

1. 承継する資産

本事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、売掛金及び契約資産、仕掛品、前払費用、未収入金、立替金、短期貸付金、貸倒引当金

(2) 固定資産

① 有形固定資産

建物附属設備、工具器具備品、リース資産

② 無形固定資産

ソフトウェア

③ 投資その他の資産

敷金及び保証金、繰延税金資産、長期貸付金

2. 承継する負債

本事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金、契約負債、引当金、短期リース債務

(2) 固定負債

資産除去債務、長期リース債務

3. 承継する雇用契約

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約に係る地位及びこれらに付随する権利義務

4. 承継するその他の権利義務

(1) 本効力発生日において、本事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務

(2) 本事業に関する甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

(3) 前2号に定めるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

以上

会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4項に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

当社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、吸収分割承継会社の株式その他の分割対価の交付を行いません。

(2) 計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、2026年5月28日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下の通りです。

(単位：千円)

資産の部		純資産の部	
流動資産	1,000	資本金	1,000
資産合計	1,000	純資産の合計	1,000

(3) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 吸収分割承継会社において成立の日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

その他の会社法施行規則第183条各号に掲げる事項については、「吸収分割契約書」の通りである、または、該当事項はありません。

第2号議案

定款一部変更の件（持株会社体制への移行に伴う変更）

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載の通り、2026年10月1日をもって持株会社体制へ移行する予定です。

第1号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するとともに、2026年10月1日にそれぞれの効力が発生する旨の附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社BlueMemeと称し、英文ではBlueMeme Inc.と表記する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社BlueMeme Group</u> と称し、英文では <u>BlueMeme Group Inc.</u> と表記する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の各号に掲げる <u>事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
((1) ~ (10) 条文省略)	((1) ~ (10) 現行通り)
(新設)	附則 第2条 定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、第20期定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び同吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、2026年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。

第3号議案

定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）

1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等の機能を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行する予定です。

監査等委員会設置会社への移行にあたり、定款において監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行う等、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

（下線部分に変更箇所を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 （取締役会の設置） 第18条 当社は取締役会を置く。 （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、3名以上8名以内とする。 （取締役の選任） 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 （第2項 条文省略） （第3項 条文省略） 4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。	第4章 取締役及び取締役会 （取締役会の設置） 第18条 当社は取締役会を置く。 （取締役の員数） 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、3名以上15名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。 （取締役の選任） 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> （第2項 現行通り） （第3項 現行通り） 4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く</u> ）及び補欠監査等委員である取締役を選任することができる。 5. 補欠取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く</u> ）の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 <u>6. 補欠監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
5. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 （新設）	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設) (取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>(第2項 条文省略)</p>	<p>(第2項 現行通り)</p>

現 行 定 款

変 更 案

3. 取締役会は、その決議により、取締役社長を1名選定し、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長を1名選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができない監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 第31条～第41条（条文省略）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第6章 会計監査人 （会計監査人の設置） 第42条（条文省略） （会計監査人の選任） 第43条（条文省略） （会計監査人の任期） 第44条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の 同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査 （会計監査人の設置） 第37条（現行通り） （会計監査人の選任） 第38条（現行通り） （会計監査人の任期） 第39条（現行通り） （会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員</u> <u>会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算 （事業年度） 第46条（条文省略） （期末配当金） 第47条（条文省略） （中間配当金） 第48条（条文省略） （期末配当金等の除斥期間） 第49条（条文省略） （新設） （新設） （新設）</p>	<p>第7章 計 算 （事業年度） 第41条（現行通り） （期末配当金） 第42条（現行通り） （中間配当金） 第43条（現行通り） （期末配当金等の除斥期間） 第44条（現行通り） 附則 （<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>） 第1条 当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関 する<u>監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条</u> <u>第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、</u> <u>取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、</u> <u>その責任を免除することができる。</u></p>

第4号議案

監査等委員でない取締役6名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」が原案どおり承認可決された場合、当社は、本総会の休会の時（2026年6月26日の審議終了時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の効力は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」の効力発生を条件として生じるものとしたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号		現在の地位／氏名	業界経験・知見	企業経営	財務・会計	法務	採用・教育	企画・商品設計	マーケティング	法人営業	コンサルティング	アプリ設計・実装
1	再任	<代表取締役会長兼社長> まつおか まさのり 松岡 真功	○	○			○	○	○		○	○
	新任	あしや けんたろう 芦谷 乾太郎	○	○	○		○			○	○	○
3	新任	おがもと あき 雄鹿 基明	○					○			○	○
	再任 社外	<社外取締役> まつしま けんたろう 松島 健太郎	○		○	○	○		○	○		○
5	新任	すぎやま しんいち 杉山 紳一	○	○			○	○	○	○		
	社外											
6	新任	いのうえ あいろう 井上 愛朗		○	○	○						
	社外											

候補者
番号

1

まつ おか
まさ のり
松岡 真功

再任

生年月日 1975年1月24日（満51歳）

取締役在任年数 16年

取締役会への出席状況 94%（16回／17回）

所有する当社株式数 165,000株

※資産管理会社（BMトラスト株式会社）
の所有分を含む。



略歴・地位・担当

- 1998年 4月 株式会社システム・クリニック 入社
- 2000年 8月 日本オンライン証券株式会社（現 三菱UFJ eスマート証券株式会社） 入社
- 2001年 5月 SAPジャパン株式会社 入社
- 2004年 8月 ネットコンシャス株式会社 入社
- 2006年 6月 サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクル株式会社） 入社
- 2009年 8月 株式会社インテック・アイティ・キャピタル（現 株式会社SXキャピタル） 入社
- 2009年 8月 当社へ出向
- 2010年 5月 当社 入社 代表取締役社長
- 2017年 12月 株式会社OPENMODELS 代表取締役社長
- 2022年 4月 株式会社BlueMeme Partners 取締役（現任）
- 2023年 4月 株式会社OPENMODELS 取締役会長
- 2023年 10月 国立大学法人九州大学 客員教授（現任）
- 2025年 6月 当社 取締役会長
- 2025年 6月 株式会社アルターデザインコンサルティング 取締役会長（現任）
- 2026年 2月 当社 代表取締役会長 兼 社長（現任）
- 2026年 2月 株式会社OPENMODELS 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社OPENMODELS 代表取締役社長
- 株式会社BlueMeme Partners 取締役
- 特定非営利活動法人 メディカル指南車 理事
- 国立大学法人九州大学 客員教授
- 株式会社アルターデザインコンサルティング取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、2010年の事業開始当時より、当社代表取締役として経営を担っており、当社及び当社グループの経営全般に関して豊富な経験と実績を有しております。また、「日本企業の国際的な競争力を向上させる」という当社のミッションの実現のため、業界のローコード開発の普及及びDXの推進を牽引しております。今後一層の当社の成長のためにも必要と判断したことから、前期に続いて、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

あし や けん た ろう
芦谷 乾太郎

新任

生年月日	1960年3月21日（満66歳）
取締役在任年数	一年
取締役会への出席状況	—
所有する当社株式数	一株



略歴・地位・担当

1984年4月	株式会社日本コンピューター・サービス・センター（現TDI株式会社）	入社
2004年4月	同社	東京支社e-ビジネスシステム部長
2005年4月	同社	開発本部SI事業部長
2006年4月	同社	開発本部副本部長
2008年4月	同社	開発統括東日本開発本部長
2011年4月	同社	西日本事業部長
2013年4月	同社	上席執行役員 東日本事業部長
2013年6月	同社	取締役兼上席執行役員 東日本事業部長
2016年4月	同社	取締役兼上席執行役員 開発本部長
2018年4月	同社	上席執行役員 人財開発統括
2021年6月	同社	常勤監査役
2023年6月	同社	取締役 監査等委員
2025年6月	同社	顧問
2026年4月	当社	入社
2026年4月	当社	顧問（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、大規模な業務システム開発に長年携わり、システム開発事業の責任者及び取締役として豊富な経験と実績を有しております。また、人財開発統括や監査役を歴任し、技術者の育成及びコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しております。

同氏の持つ開発体制の強化、人財育成、及び経営監督への理解は、当社の事業拡大とガバナンス体制の維持・向上に寄与するものと判断したことから、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

お が
雄 鹿
もと あき
基 明

新任

生年月日	1972年11月23日（満53歳）
取締役在任年数	一年
取締役会への出席状況	—
所有する当社株式数	2,000株



略歴・地位・担当

1991年 4月 株式会社情報技研 入社
1992年 10月 飲食関連企業等を経て、システム開発に従事
2003年 7月 株式会社アローズ・システムズ 入社
2005年 1月 株式会社エイファス 入社
2005年 6月 スパークスシステムズ ジャパン株式会社 入社
2016年 2月 当社 入社
2023年 4月 当社 研究開発本部 本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社アルターデザインコンサルティング 取締役

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたりシステム開発及びプロダクト開発に従事し、研究開発に関する豊富な経験と知見を有しております。当社入社後は、研究開発本部長として技術力向上及び新たなサービス・製品開発を牽引し、当社の技術基盤強化に貢献しております。これらの経験を通じて、当社の更なる企業価値向上に資すると判断したことから、新たに取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

まつ しま けん た ろう
松島 健太郎

再任

社外



生年月日	1971年9月4日（満54歳）
取締役在任年数	4年
取締役会への出席状況	100%（17回／17回）
所有する当社株式数	一株

略歴・地位・担当

- 1995年 4月 三井情報開発株式会社（現 三井情報株式会社）入社
- 2007年 4月 エムケイアイソフトウェアサービス株式会社（現 MKIテクノロジーズ株式会社）へ出向
同社 取締役 経営企画部長
- 2009年 4月 三井情報開発株式会社 技術・開発本部 ERPソリューション部 副部長
- 2011年 10月 同社 ビジネスソリューション事業本部 クラウドビジネス推進部 部長
- 2013年 4月 同社 事業開発部 部長
- 2015年 4月 同社 R&D部 部長
- 2016年 4月 同社 システム技術グループ エンタープライズ技術部 部長
- 2018年 4月 同社 ICTコア技術グループ 商社技術部 部長
- 2019年 4月 同社 ICTコア技術本部 商社技術第一部 部長
- 2020年 4月 同社 ソリューション技術本部 本部長
MKIテクノロジーズ株式会社 非常勤取締役
- 2022年 4月 三井情報株式会社 執行役員 ソリューション技術推進グループ ソリューション技術本部
本部長
- 2022年 6月 当社 取締役（現任）
- 2023年 4月 三井情報株式会社 取締役 上席執行役員 ソリューション技術グループ グループ長
- 2025年 4月 同社 取締役 上席執行役員 CTO ソリューション技術グループ グループ長
- 2026年 4月 同社 取締役 常務執行役員 CTO 第一技術グループ グループ長（現任）

重要な兼職の状況

三井情報株式会社 取締役 常務執行役員 CTO 第一技術グループ グループ長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は、大型システム開発案件のプロジェクトマネージャ及び組織マネジメントの経験を豊富に有しております。当社事業の成長に向けた適切な助言が期待できると判断し、候補者の知見を活かして、引き続きコーポレート・ガバナンスの一層の強化を行うために、前期に続いて、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

すぎ やま しん いち
杉山 紳一

新任

社外

生年月日	1972年4月23日（満54歳）
取締役在任年数	一年
取締役会への出席状況	—
所有する当社株式数	一株



略歴・地位・担当

- 1995年 4月 情報技術開発株式会社（現TDI株式会社） 入社
- 2012年 4月 同社 東日本事業部副事業部長 兼 営業推進室長
- 2013年 4月 同社 執行役員
- 2016年 4月 同社 営業本部長（現任）
- 2016年 6月 TDIプロダクトソリューション株式会社 取締役（現任）
- 2017年 6月 IMGコンサルティング株式会社（現TDIコンサルティングサービス株式会社） 取締役（現任）
- 2019年 6月 カゴヤ・ジャパン株式会社 取締役（現任）
- 2020年 4月 情報技術開発株式会社（現TDI株式会社） 上席執行役員
- 2022年 9月 株式会社ファスト 取締役（現任）
- 2024年 4月 情報技術開発株式会社（現TDI株式会社） 常務執行役員
- 2025年 6月 同社 取締役 常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

- TDIプロダクトソリューション株式会社 取締役
- TDIコンサルティングサービス株式会社 取締役
- カゴヤ・ジャパン株式会社 取締役株式会社ファスト 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は、長年にわたりシステムインテグレーターにおける事業運営及び法人営業に携わり、同分野における高い知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般に対する助言及び監督を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに社外取締役候補者としたしました。

候補者
番号

6

いの うえ
井上
あい ろう
愛朗

新任

社外

生年月日	1975年2月27日（満51歳）
取締役在任年数	一年
取締役会への出席状況	—
所有する当社株式数	一株



略歴・地位・担当

2000年 10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

2007年 4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）入所

2015年 4月 同事務所 パートナー就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は、弁護士として企業法務、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、危機管理及び紛争対応に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。当社は、同氏がこれらの経験及び知見に基づき、当社グループの経営全般に対する助言・監督機能の強化、ならびにガバナンス及びコンプライアンス体制の一層の充実に貢献することを期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉山紳一氏、松島健太郎氏、井上愛朗氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、松島健太郎氏との間で、会社法423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、杉山紳一氏及び井上愛朗氏の選任が承認された場合には、会社法423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を両氏との間で締結する予定であります。
4. 当社は、各候補者の選任が承認された場合には、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を各取締役との間で締結する予定です。
5. 当社は現在、取締役及び監査役を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であり、各候補者の選任が承認された場合、各候補者（監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役全員）は当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

第5号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」が原案どおり承認可決された場合、当社は、本総会の休会の時（2026年6月26日の審議終了時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の効力は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」の効力発生を条件として生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りです。

候補者
番号

1

おの
小野 美千代

新任

社外

生年月日	1965年1月9日（満61歳）
監査役在任年数	2年
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）
監査役会への出席状況	100%（16回/16回）
所有する当社株式数	一株



略歴・地位・担当

- 1988年4月 株式会社小松製作所 入社
- 1997年10月 東京商船大学商船学部（現 国立大学法人東京海洋大学海洋工学部）非常勤講師
- 1998年4月 日本ビクター株式会社 入社
- 2000年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）入社
- 2007年9月 NTT DOCOMO USA, Inc.（米国ニューヨーク）出向 Vice President
- 2012年6月 株式会社mm b i 出向 常勤監査役
- 2016年7月 フェリカネットワークス株式会社 出向
- 2018年6月 マガシーク株式会社 出向 常勤監査役
- 2022年4月 ドコモ・サポート株式会社 入社
- 2024年6月 当社 社外監査役（常勤）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は、日米のメーカーや通信企業の法務部門並びに子会社常勤監査役を歴任しており、当社の今後のビジネス展開における監査業務に不可欠と判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

なか がわ かず ゆき
中川 一之

新任

社外

生年月日	1957年3月30日（満69歳）
監査役在任年数	2年
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）
監査役会への出席状況	100%（16回/16回）
所有する当社株式数	1,000株



略歴・地位・担当

- 1980年 10月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所
- 2002年 5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 代表社員
- 2017年 7月 中川一之公認会計士事務所 所長（現任）
- 2018年 1月 ロングライフホールディング株式会社 社外監査役
- 2018年 6月 株式会社イチネンホールディングス 社外監査役（現任）
- 2019年 4月 株式会社トーホー 社外監査役（現任）
- 2024年 6月 当社 社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、監査法人の代表社員など公認会計士として豊富な経験があり、財務及び会計に関する高い知見を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

すず か やす し
鈴鹿 靖史

新任

社外

生年月日	1956年10月26日（満69歳）
監査役在任年数	1年
取締役会への出席状況	100%（14回/14回）
監査役会への出席状況	100%（13回/13回）
所有する当社株式数	一株



略歴・地位・担当

1979年 4月 日本航空株式会社 入社
1987年 9月 同社 米州技術・品質保証部（シアトル）
2009年 10月 同社 技術部長
2010年 12月 同社 整備本部副本部長、株式会社JALエンジニアリング専務取締役
2012年 7月 同社 常勤監査役
2015年 5月 JSUG (Japan SAP Users' Group)会長
2025年 6月 当社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 顧問
コミー株式会社 顧問
ブラックライン株式会社 顧問

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は、長期にわたり航空会社における常勤監査役を務めるとともに企業向けERPソフトウェアの日本最大のユーザー会会長を務めITビジネスに精通しており、監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は監査等委員である社外取締役候補者であり、各候補者の選任が承認された場合には東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、各候補者の選任が承認された場合には、会社法423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を各取締役との間で締結する予定であります。
4. 当社は、各候補者の選任が承認された場合には、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を各取締役との間で締結する予定です。
5. 当社は現在、取締役及び監査役を対象として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であり、各候補者の選任が承認された場合、各候補者（監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役全員）は当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

第6号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」が原案どおり承認可決された場合、当社は、本総会の休会の時（2026年6月26日の審議終了時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。ただし、本議案における選任の効力は、当該補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

本議案の効力は、第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」の効力発生を条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りです。

よね やま まさ よし
米山 昌良

社外

生年月日	1957年8月1日（満68歳）
監査役在任年数	一年
取締役会への出席状況	—
監査役会への出席状況	—
所有する当社株式数	一株

略歴・地位・担当

1989年 10月 太田昭和監査法人入所（現 EY新日本有限責任監査法人）
 1993年 3月 公認会計士登録
 2009年 7月 代表社員就任
 2020年 6月 EY新日本有限責任監査法人退職
 2020年 7月 米山公認会計士事務所開設

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

候補者は、公認会計士として会計監査人及び監査役として豊富な経験と見識を有しており、補欠の監査等委員である社外取締役として、当社の企業価値向上のため、適切な助言をいただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、監査等委員である取締役に就任した場合には東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、候補者の選任が承認され、更に米山昌良氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を同氏との間で締結する予定であります。
4. 当社は、候補者の選任が承認され、更に米山昌良氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。
5. 当社は現在、取締役及び監査役を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であり、候補者の選任が承認され、更に米山昌良氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

第7号議案

監査等委員でない取締役の報酬額改定の件

第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」が原案どおり承認可決された場合、当社は、本総会の休会の時（2026年6月26日の審議終了時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、監査等委員でない取締役の報酬額を新たに設定いたしたいと存じます。

当社の現在の取締役の報酬額は、2021年6月30日開催の第15期定時株主総会において、年額1,000,000千円以内（うち、社外取締役年額200,000千円）とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の監査等委員会設置会社への移行に伴い、従来の報酬限度額を実質的に維持する形で、改めて監査等委員でない取締役の報酬額を年額1,000,000千円以内（うち、社外取締役年額200,000千円）と設定いたしたいと存じます。本議案は、移行後の当社の経営体制、経済情勢、及び当社の役員報酬決定方針等を総合的に勘案して決定しており、相当なものと判断しております。

なお、第4号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

各監査等委員でない取締役への具体的な支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任いたしたいと存じます。

第8号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

第3号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）」が原案どおり承認可決された場合、当社は、本総会の休会の時（2026年6月26日の審議終了時）をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬額を新たに設定いたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の報酬額は、その職務と責任の性質を勘案し、年額200,000千円以内と設定いたしたいと存じます。

本議案は、移行後の監査等委員である取締役の職務や責任、当社の規模等を総合的に勘案して決定しており、相当なものとは判断しております。

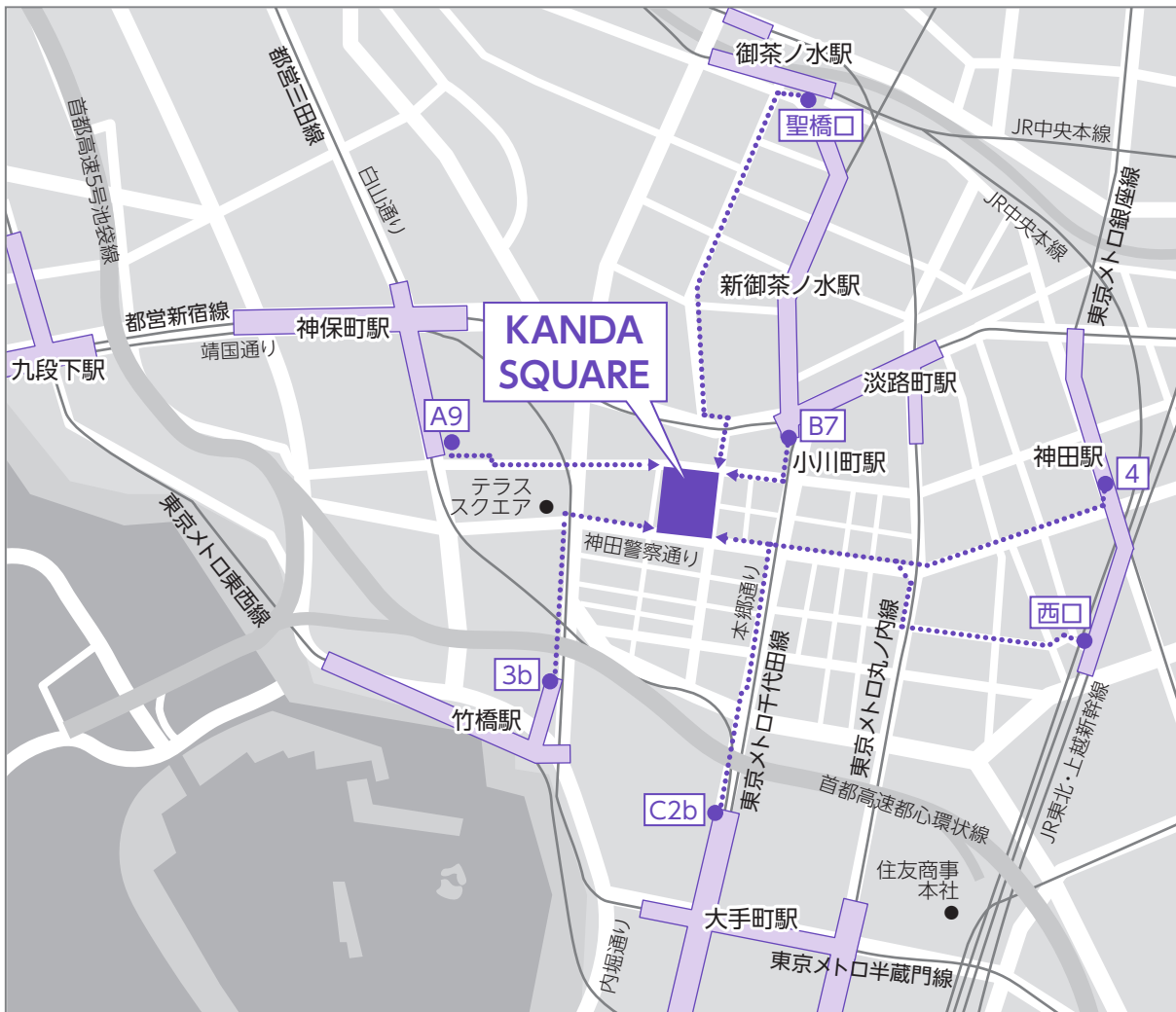
なお、第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期、配分等につきましては、監査等委員会の協議により決定するものとしたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
神田スクエア3F 「SQUAREルーム」



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通

都営新宿線小川町駅／丸ノ内線淡路町駅
／千代田線新御茶ノ水駅
半蔵門線神保町駅
東西線竹橋駅
千代田線大手町駅
JR中央・総武線御茶ノ水駅
JR神田駅

B7出口より徒歩約3分
A9出口より徒歩約5分
3b出口より徒歩約6分
C2b出口より徒歩約8分
聖橋口より徒歩約9分
4番／西口より徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。